

水道だより

私たちの暮らしの中の水道 vol.19

令和5年3月1日発行
上下水道管理課

☎237-5811 FAX 237-5819

身近にある水道について知っていただくために、水道事業の現状や課題、経営状況をシリーズでお伝えしています。今回はご家庭での漏水対応を見ていきます。

漏水かなと思ったら

- 心当たりがないのに、急に水道の使用量が増えた
- 蛇口や壁に耳を当てると、「シュー」という水の流れるような音がする
- 台所や風呂場などに向けて配管してある壁や、羽目板がいつも濡れている など



このような時は以下の手順で確認

- ①家中の全ての蛇口を閉める。
- ②トイレの便器に水が少しずつでも出続けていないか確認する。
- ③水道メーターの1リットル指針またはパイロットが止まっているか確認する。



動いている

止まっている

宅内側のどこかで漏水している可能性があります。調査・修理をしないと水道料金が高額になることがありますので、早急に津市水道指定給水装置工事事業者(水道指定工事店)へ調査・修理を依頼してください。

調査・修理の依頼先

- 宅地内…津市水道指定給水装置工事事業者(水道指定工事店)
 - 蛇口・水洗トイレ…水道指定工事店、器具販売店、ハウスメーカーなど
 - 給湯器・太陽熱温水器…器具販売店、ハウスメーカーなど
- ※詳しくは、津市ホームページでご確認ください。

HP 津市 水道工事等の申し込み

検索



水道メーターから宅内側での漏水はありません。



問い合わせ 水道工務課 ☎237-5814 FAX 237-1210

水道の使用開始・中止の届け出をお忘れなく！

水道の使用開始・中止の届け出は、引っ越しの2、3日前までに津市上下水道サービスセンターへ以下の必要事項をご連絡ください。

受付時間 月～金曜日 8時30分～17時15分

※祝・休日を除く

必要事項

- 水栓番号(「ご使用水量のお知らせ」などに記載)
- 使用者氏名
- 住所(水道の使用場所)
- 中止のときは料金の精算方法、転居先の住所

※水道の使用は、津市水道事業給水条例に基づく契約です。水道料金などを納期限までにお支払いいただけない場合は、給水を停止しますのでご注意ください。

水道料金・下水道使用料のお支払いは便利な「口座振替」を

手続に必要なもの

- 通帳など口座番号の分かるもの
- 印鑑(金融機関届け出印)
- 水栓番号(「ご使用水量のお知らせ」などに記載)

申し込み 市内の取扱金融機関または郵便局へ ※詳しくは津市ホームページをご覧ください。



問い合わせ 津市上下水道サービスセンター ☎237-5821 FAX 239-0512